

公益社団法人砂防学会 研究・調査受託事業取扱規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「学会」という。）が部外から研究、調査等を受託（以下「受託事業」という。）する場合の受託事業の要件、決定、執行等に関して定める。

(受託事業の要件)

第2条 受託事業の内容は、砂防学及び砂防事業の進展に寄与し、かつ高度の学識経験を要するもので、その成果が国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与するものでなければならない。

(受託事業の決定)

第3条 受託事業要件の審査は事業部会が行い、受託決定の可否は理事会が行う。ただし、会長が緊急を要するものと判断した場合は、会長が受託決定を行うことができる。

2 第1項ただし書きの決定を行った場合は、会長は直近の理事会において、その理由を報告しなければならない。

(業務の執行)

第4条 受託事業を適切に執行するため、理事会は受託事業毎に委員会を設ける。

2 理事会は、前項委員会委員に正会員の中から当該分野に精通した学識経験者を選定するものとする。

3 理事会は委員の中から委員長を選任する。

4 委員長は成果品の品質管理、業務支出管理を含め、業務執行全般の管理を行う。

5 受託業務の一部を第3者に委託する場合には、公益社団法人砂防学会委託契約取扱規程によるものとする。

(成果の取扱)

第5条 受託事業の成果は、公開が可の場合、ホームページ等で公表するものとする。

2 工業所有権、著作権の帰属等については、予め学会と委託者の間で協議する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は平成25年4月1日から適用する。

社団法人砂防学会 受託業務取扱規程は平成25年4月1日より廃止する。